



発行 東京都

第一条第二号中「同法第六条の二の二第三項」を「同条第二項」に改め、「第二十四条の二十四第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第一条第二号中「同法第六条の二の二第三項」を「同条第二項」に改め、「第二十四条の二十四第一項」の下に「及び第二項」を加える。

この規則は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

附 則

一 要措置区域 別図のとおり（世田谷区等々力八丁目地内）

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月二十九日

東京都知事 小池百合子

○心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（二件）
（福祉局生活福祉部医療助成課）

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）
（環境局環境改善部化学物質対策課）

規 則

告 示

○東京都規則第百四十三号

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四九年東京都規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三百六十万四千円」を「三百六十六万一千円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年九月一日から施行する。

●東京都規則第百四十二号

東京都知事 小池百合子

告 示

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四九年東京都規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずること

が必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

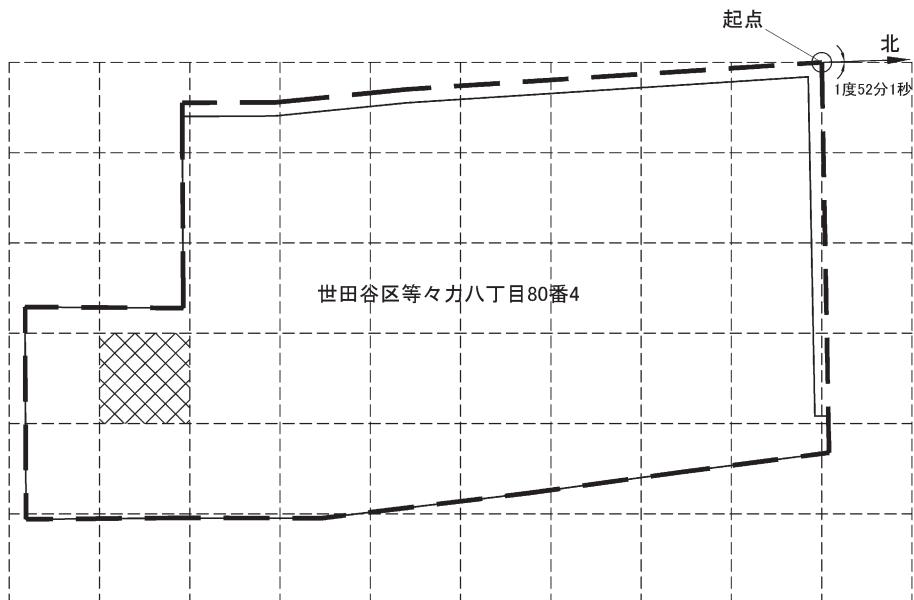
令和七年七月二十九日

東京都知事 小池百合子

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講すべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【起点】

起点は、世田谷区等々力八丁目80番4の最北端とする。

【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- - - 敷地境界
- 要措置区域

【格子の回転角度(1度52分1秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

● 東京都告示第八百十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といいう。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

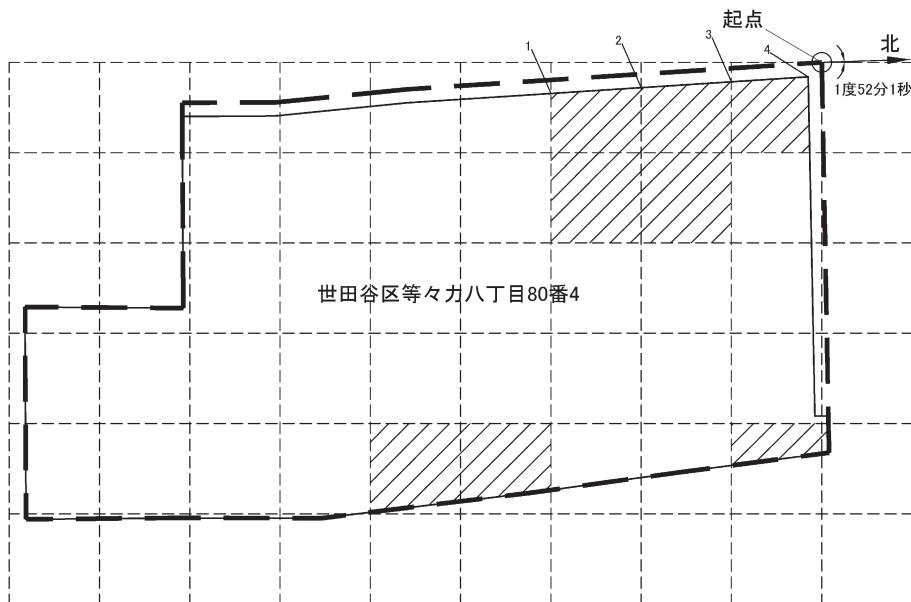
令和七年七月二十九日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区等々力八丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、世田谷区等々力八丁目80番4の最北端とする。

点名	X座標	Y座標
1	-30.0964	-2.4691
2	-20.0806	-2.1458
3	-10.0647	-1.8225
4	-1.5481	-1.5476

※座標は、起点を(X, Y) = (0.000, 0.000)とし、南北方向をX、東西方向をYとした任意座標である。

【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度（1度52分1秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一一一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

一本号 一箇月

(郵送料を含む) 六、六〇〇円 三〇円

印刷所

電話 東京都

○三(三八一二)五二〇一(代) 文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの